

埼玉県訓令第4号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「総務部副部長」を「人財政策局長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。